

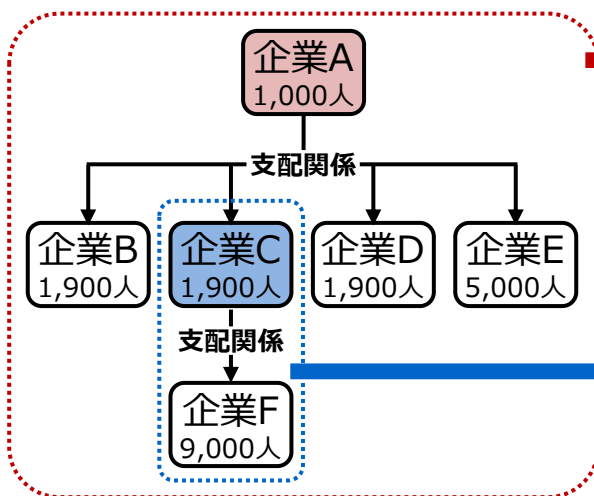
中堅企業向け賃上げ促進税制の適用対象に関する よくある御質問について

Q1. 「その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く」とはどういうことか。

A1. 中堅企業向け賃上げ促進税制を利用しようとする企業が他の企業の支配権を有する企業（以下「支配企業」という。）であった場合、当該支配企業と当該支配企業による支配関係がある企業（以下「被支配企業」という。）の従業員数の合計が1万人を超えていれば、当該支配企業は適用対象から除外されます（被支配企業は適用対象からは除外されません）。

例えば、下図のようなグループ体制図だった場合、各企業が中堅企業向け賃上げ促進税制の適用対象となるか否かは以下のとおりとなります。

- ・ 企業A …企業Aと、企業Aによる支配関係がある企業B～Fの従業員数の合計が1万人超のため、支配企業である企業Aは適用対象から除外されます。
- ・ 企業B、D…被支配企業であり、従業員数が2,000人以下のため、適用対象となります。
- ・ 企業C …企業Cと、企業Cによる支配関係がある企業Fの従業員数の合計が1万人超のため、支配企業である企業Cは適用対象から除外されます。
- ・ 企業E、F…従業員数が2,000人超のため、適用対象から除外されます。



企業A～Fの従業員数の合計が1万人超
※企業Fが企業Aとの間に直接支配関係があるものとみなされる場合（法人税法施行令第4条の2第1項）

- ・ 企業A → 適用対象から除外
- ・ 企業B、D → 適用対象

企業C、Fの従業員数の合計が1万人超
・ 企業C → 適用対象から除外

Q2. 支配関係がある企業に海外子会社があった場合の取扱いはどうすればよいか。

A2. 海外子会社の従業員数も含めて従業員数を算出します。